

※答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

×

第1欄

第2欄

【登記の事由】

【登記すべき事項】

【登録免許税額】

【添付書面の名称及び通数】

第3欄

【株主の氏名又は名称及び議決権数】

第4欄

【登記の事由】

※答案用紙の筆記可能線（答案用紙の外枠の二重線）を越えて筆記をした場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

第 4 欄（続き）

【登記すべき事項】

【登録免許税額】

【添付書面の名称及び通数】

第 5 欄

【株主の氏名又は名称及び議決権数】

第 6 欄

【登記することができない事項】

【理由】